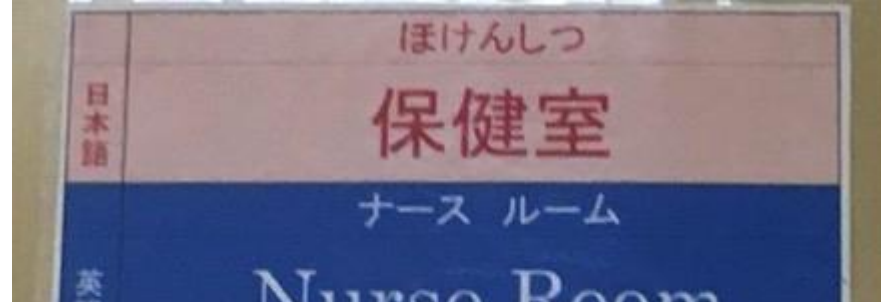


文部科学省委託

「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業（動画コンテンツ開発）」



研修用 動画コンテンツ1 外国人児童生徒等の受入れ



本研修(動画視聴)の目標

外国人児童生徒等教育に関わる制度や受入れ状況に関する基本情報を知り、生活面や学習面(日本語・教科)の指導・支援を組織的に行うための体制作りについて理解する。

キーワード

- ・外国人児童生徒等の就学の促進／国際人権規約／児童の権利に関する条約／憲法、教育基本法、日本語教育推進法／外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針
- ・日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度調査) 外国籍・日本国籍の日本語指導が必要な児童生徒数(校種／母語・使用言語／都道府県／在籍人数別)
- ・学校の受入れ体制づくり 校内の担当教員(分掌)・日本語指導補助者・母語支援員・市教委との関係、栄養教諭、養護教諭、SC、SSW
- ・日本語指導体制 日本語教室、拠点校、巡回指導、プレクラス(初期段階の集中支援教室)、プレスクール(就学前の適応支援教室)、取り出し指導・入り込み指導
- ・地域との連携 国際交流協会、NPO、ボランティア、その他

1 外国人児童生徒等の就学の促進



外国人の子供に対する教育の機会の保障

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（国際人権規約）（A規約）（昭和54年8月4日条約第6号）

第13条 1 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。

2 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとすること。

(b) 種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとすること。

児童の権利に関する条約（平成6年5月16日条約第2号）

第28条 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

日本語教育の推進に関する法律（日本語教育推進法）

令和元年法律第48号

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ②日本語教育の水準の維持向上
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携
- ④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流等を促進
- ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮
- ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

国の責務等（第四条—第九条関係）

・国の責務 ・地方公共団体の責務 ・事業者の責務 ・連携の強化 ・法制上、財政上の措置 等

基本的施策（第十二条—第二十六条関係）

国内における日本語教育の機会の拡充

- ・外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
- ・外国人留学生等に対する日本語教育
- ・外国人等の被用者等に対する日本語教育
- ・難民に対する日本語教育
- ・地域における日本語教育
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

地方公共団体の施策

地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針

(令和2年7月1日 文部科学省)

1. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

- (1) 就学状況の把握
- (2) 就学案内等の徹底
- (3) 出入国記録の確認

2. 学校への円滑な受入れ

- (1) 就学校の決定に伴う柔軟な対応
- (2) 障害のある外国人の子供の就学先の決定
- (3) 受入れ学年の決定等
- (4) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進
- (5) 学齢を超過した外国人への配慮
- (6) 高等学校等への進学促進

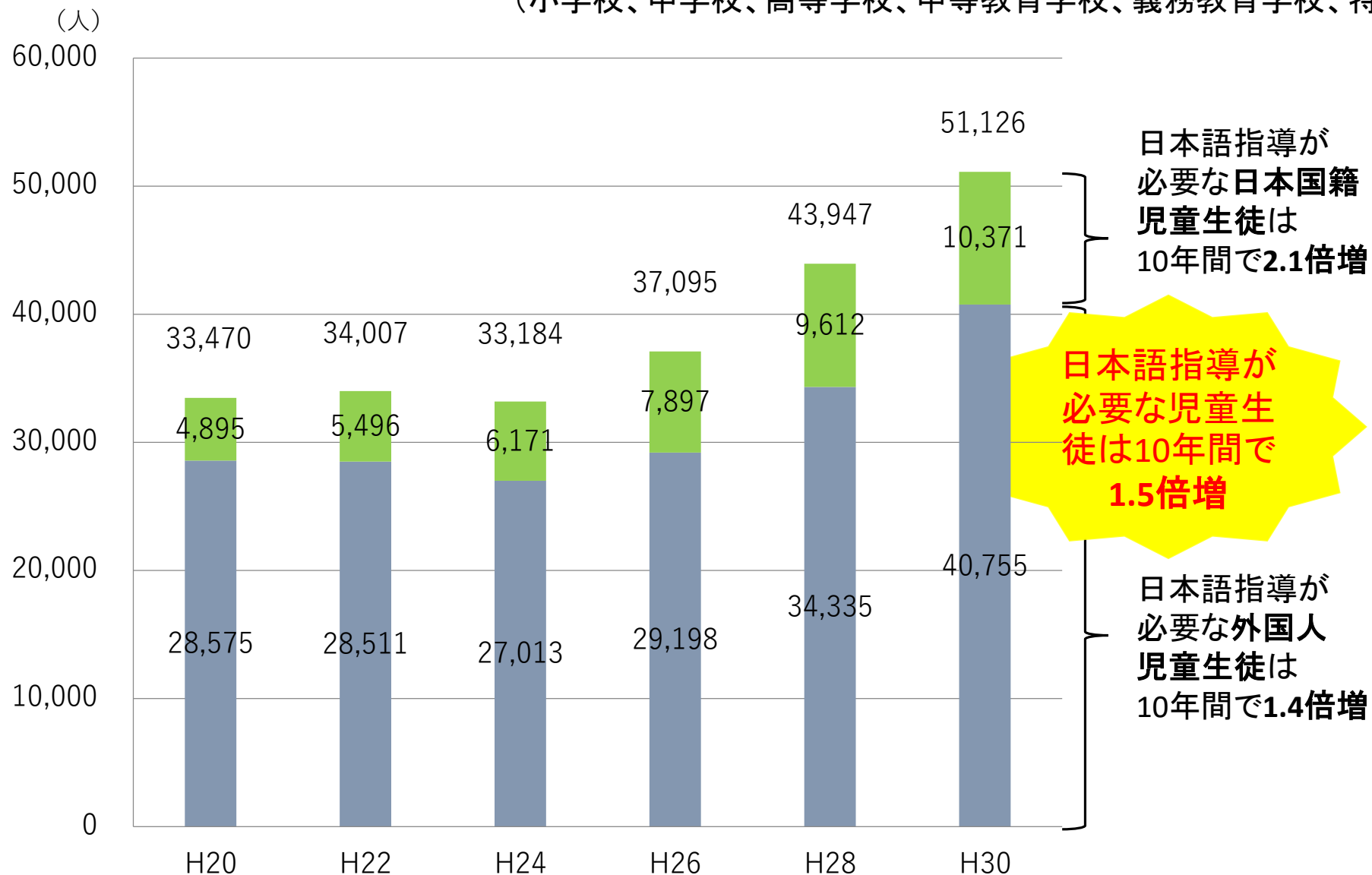
3. 外国人関係行政機関・団体等との連携の促進

2 外国人児童生徒等の受入れの状況



公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移

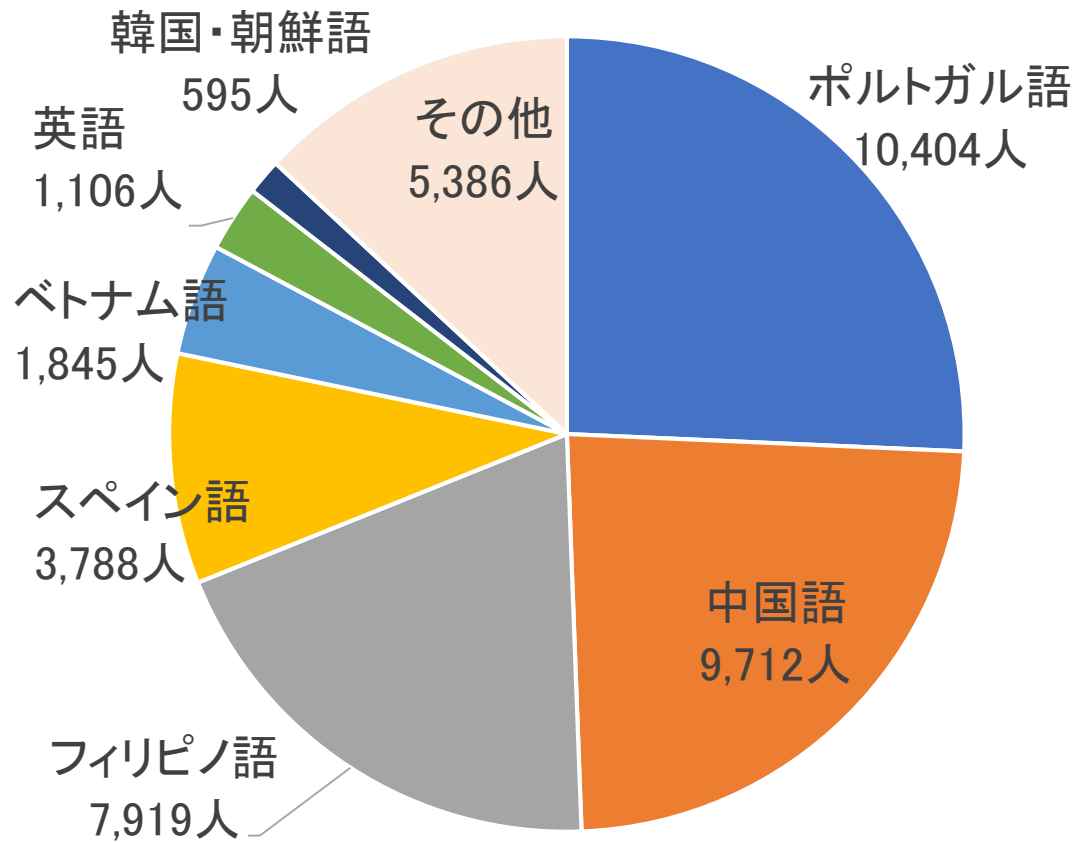
(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校)



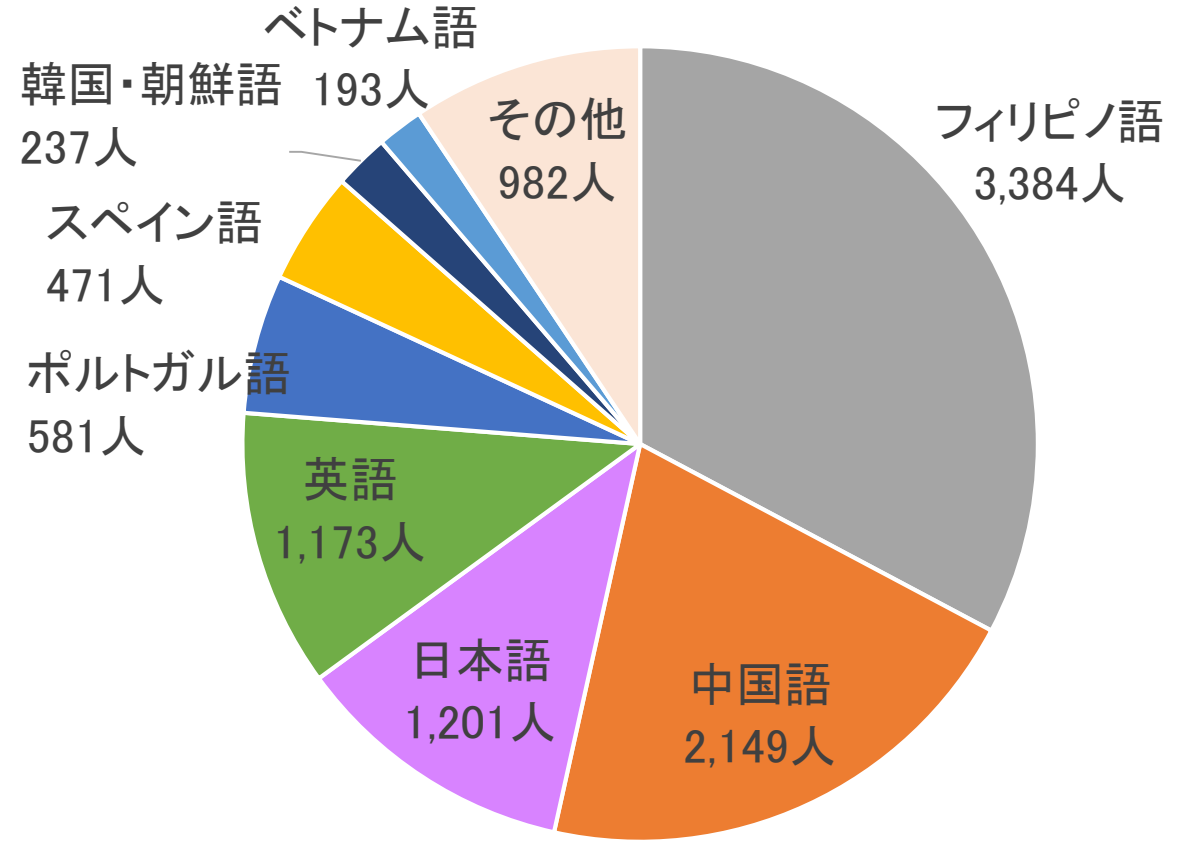
(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」

全学校種合計

日本語指導が必要な**外国籍**児童生徒の母語別在籍状況

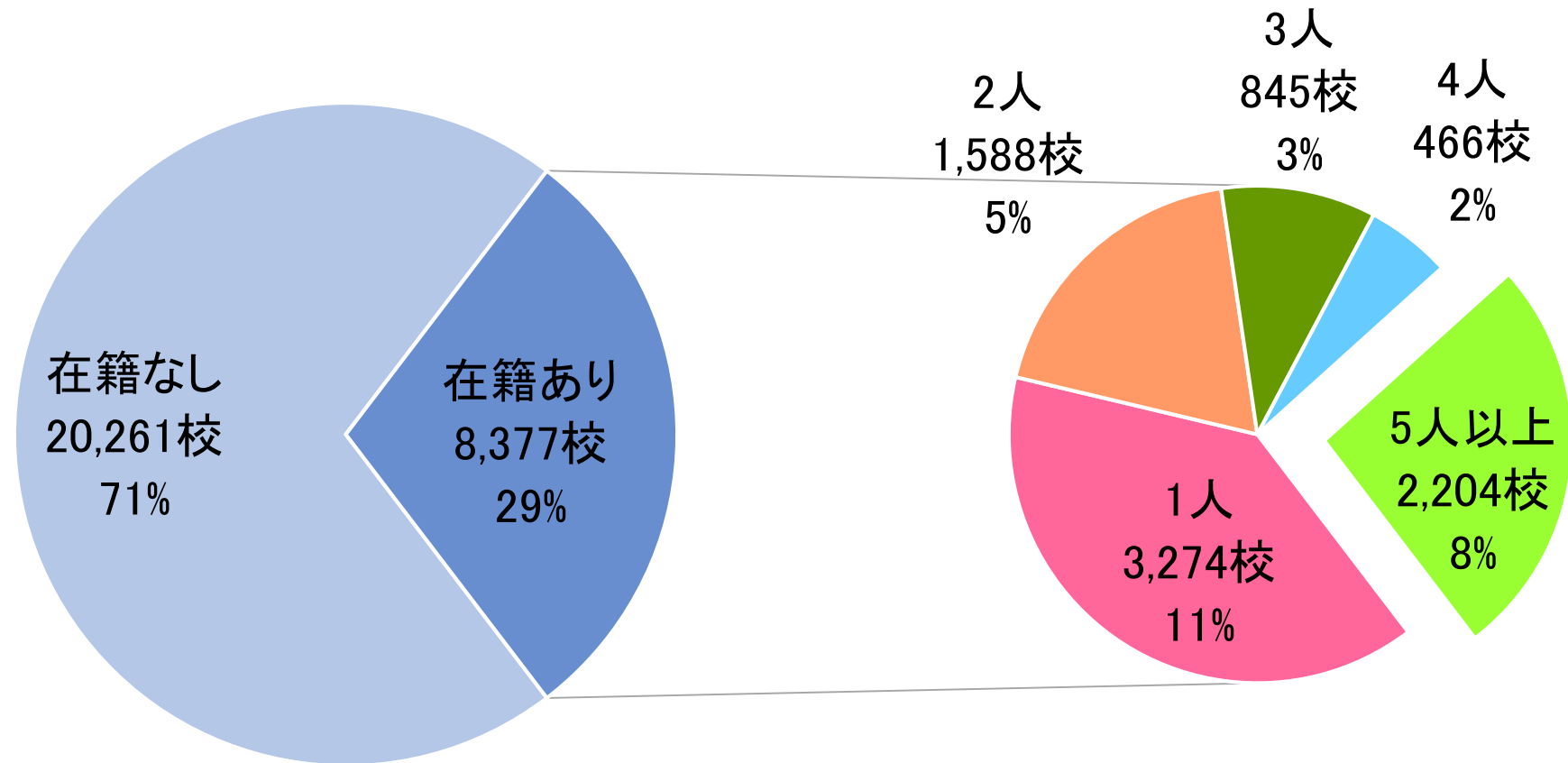


日本語指導が必要な**日本国籍**児童生徒の言語別在籍状況



公立小学校・中学校・高等学校・義務教育学校・中等教育学校・特別支援学校の計
出典: 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」

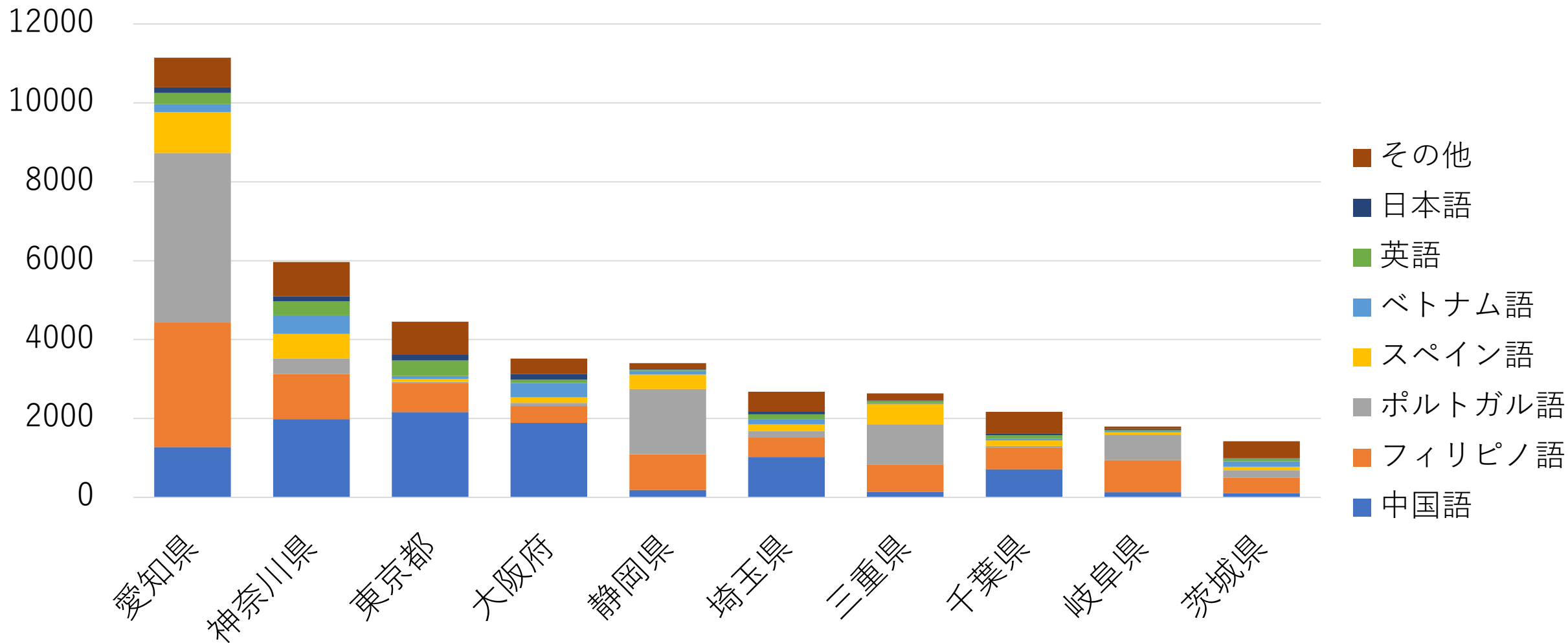
日本語指導が必要な児童生徒の在籍人数別学校数



(公立小学校・中学校の計)

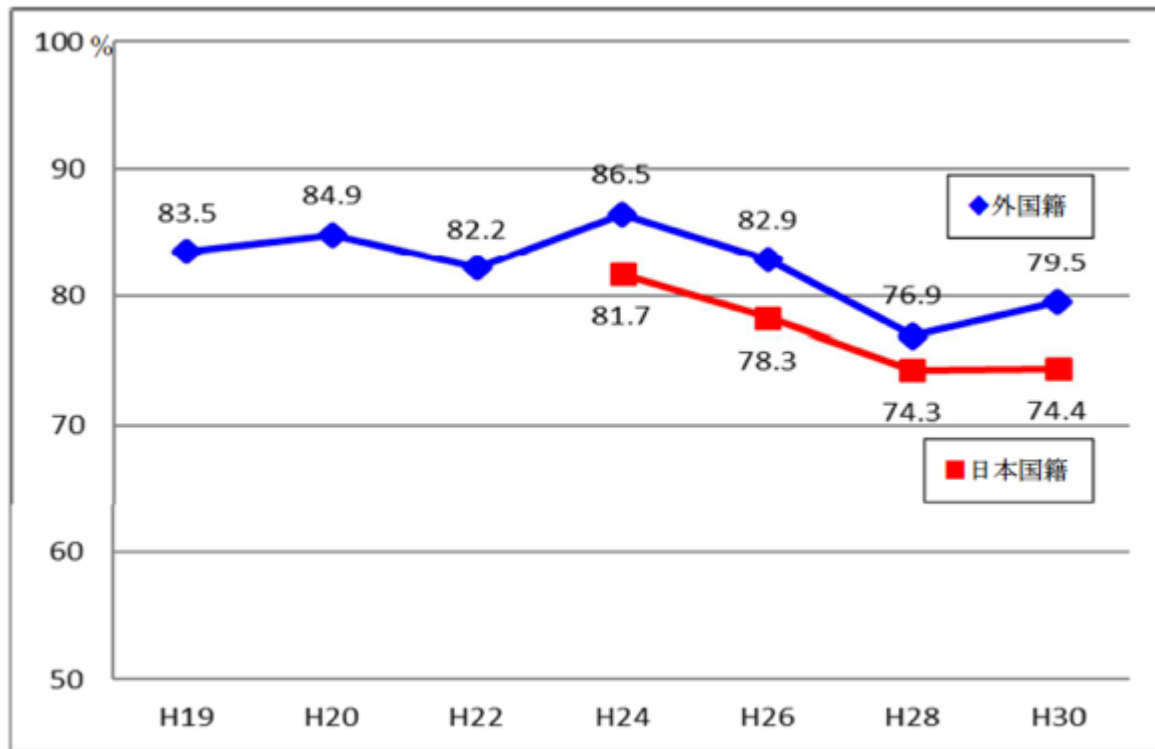
出典: 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」

日本語指導が必要な児童生徒（外国籍＋日本国籍） 数の多い都道府県の言語別在籍数

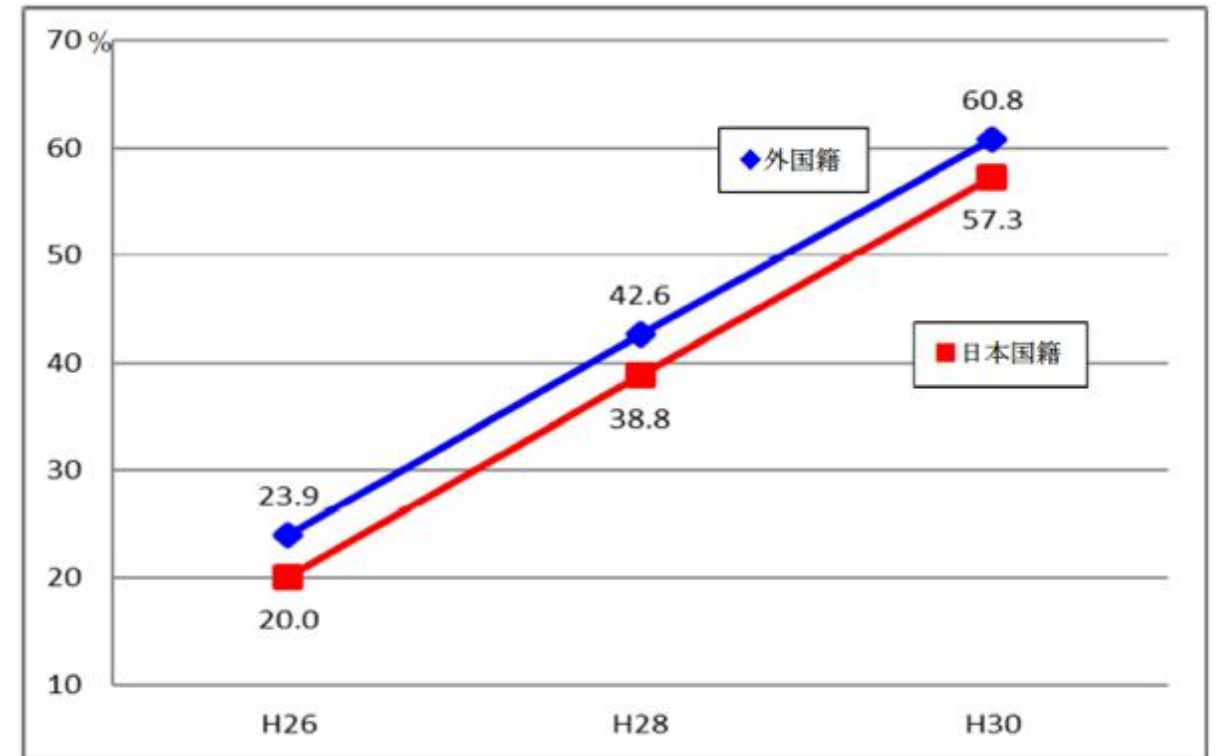


出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成30年度）」

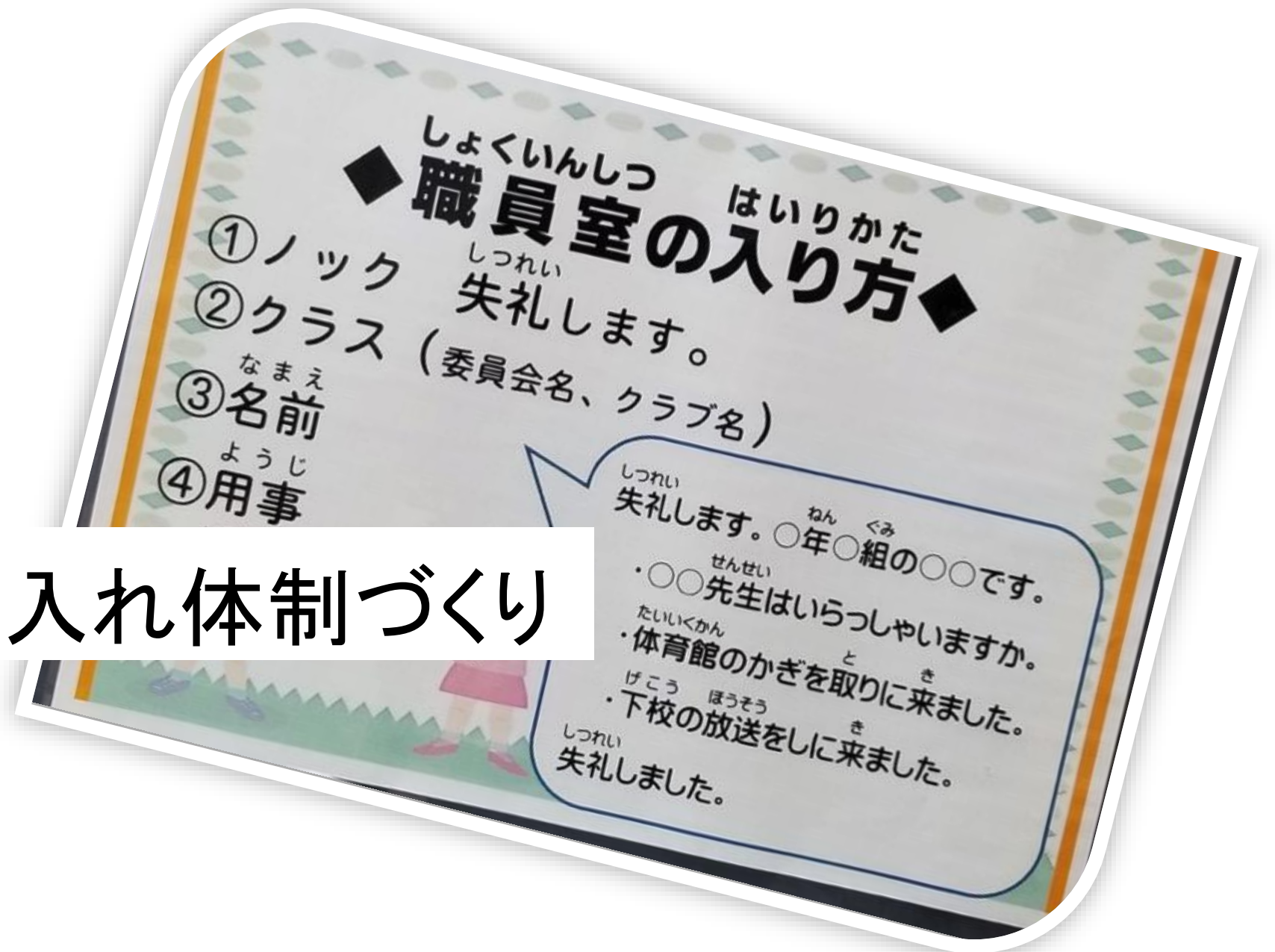
日本語指導が必要な 児童生徒のうち日本語指導等 特別な指導を受けている者の 割合



特別な指導を受けている者の うち「特別の教育課程」による 日本語指導を受けている者の 割合

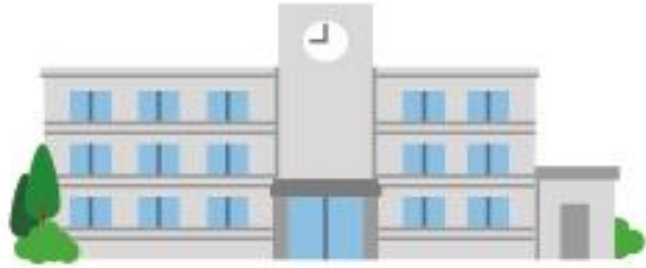


3 学校の受入れ体制づくり



外国人児童生徒等教育担当を校務分掌に位置付ける

担当校務分掌
を設置



外国人児童(生徒)等教育

主任

教員

教員

教員

教員

教員

教員

※各学年から1名、低・中・高学年から1名 等

従来の校務分掌



国際理解教育・外国人教育
支援・人権教育 など

従来の校務分掌の主任

【対児童生徒に係る教員や支援者】

例：管理職

在籍学級担任

日本語指導補助者(支援員)

母語支援員 等

★担当者や学級担任が、
一人で抱え込まない体制

担当分掌の役割

集約

教職員の変容

外国人児童生徒
等の変容

学級の子供達の
変容

研修計画・実施

日本語指導・
母語での支援

多文化共生に
向けた取組

全教職員、支援員等で共通理解

外国人児童生徒等・教職員や支援員・各学級の子供たちの現状把握

母語支援員の役割

対象児童生徒への支援

- ・来日直後の適応促進への支援
- ・母語、母文化の保持や促進

保護者との連携

- ・懇談会や行事の説明会等での通訳
- ・重要な文書の翻訳

多文化共生の考え方 に基づく 取組での活動

- ・学年や学級、学校での母文化等の紹介
- ・教員研修での講師
- ・PTAや地域での啓発活動の講師

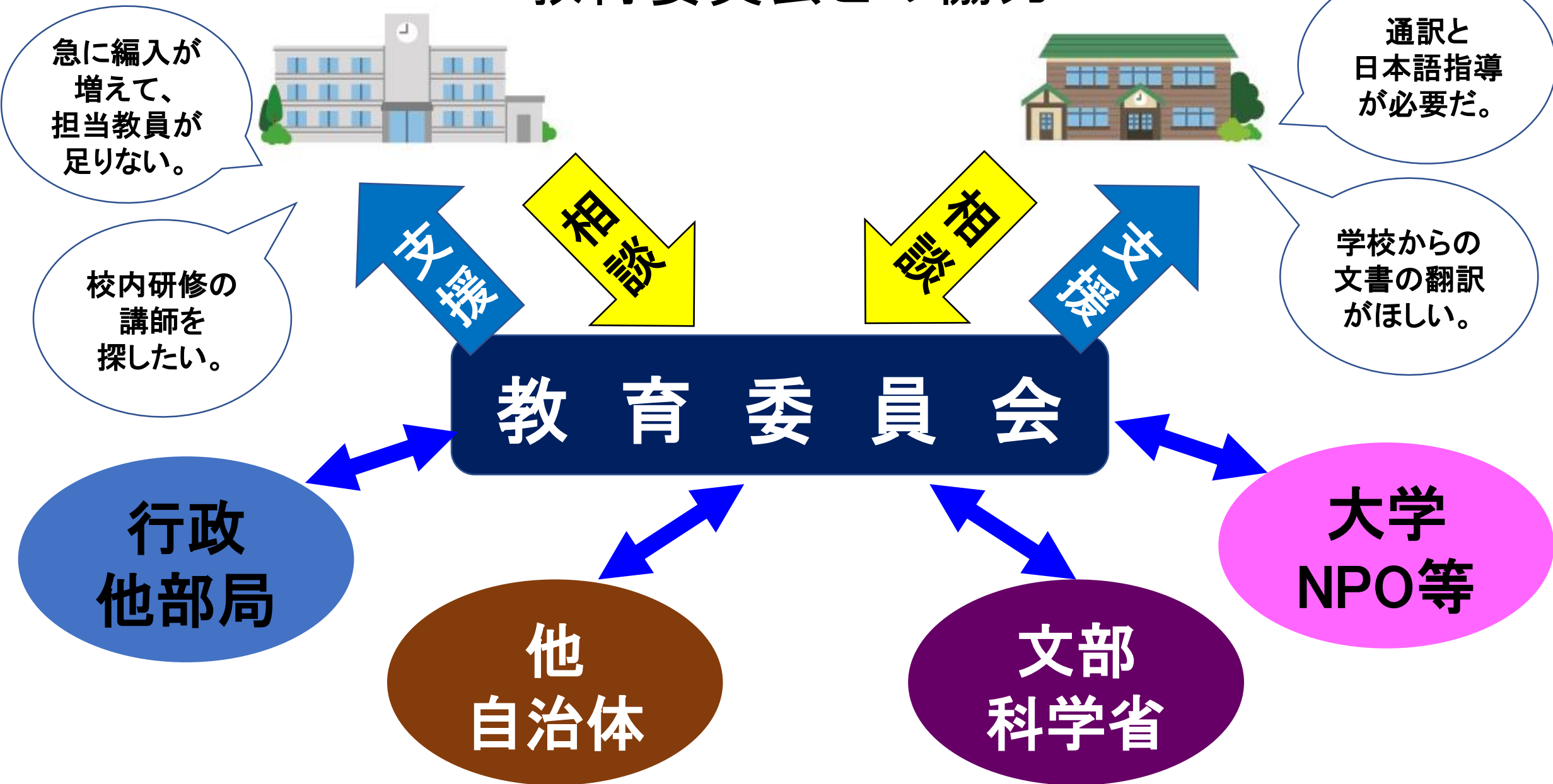
在籍学級での支援

- ・運動会など、学校行事の事前指導や当日の支援
- ・授業中の指示や活動内容等の通訳

地域との連携

- ・PTAや地域活動での通訳
- ・地域の日本語教室等での通訳

教育委員会との協力



指導体制の例

教育委員会



学校

大学
NPO等

ケース会議等

- ・管理職
- ・担当分掌主任

日本語指導

- ・日本語指導担当教員
- ・日本語指導補助者
- ・日本語指導ボランティア 等

対象児童生徒・保護者

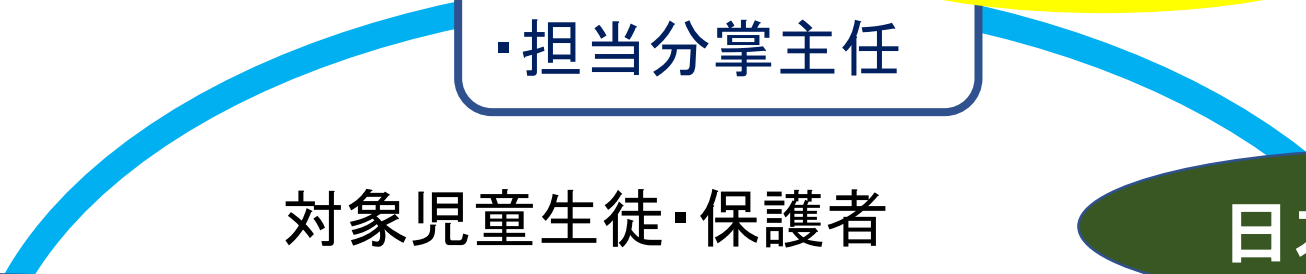


教科指導

- ・学級担任
- ・教科担当 等

母語での支援

- ・母語支援員
- ・通訳ボランティア 等



日本語指導担当教員の役割

児童生徒への教育活動

- ・指導・支援
- ・居場所となる工夫

校内の連携・共通理解

- ・学級担任との連携
- ・全教職員との情報共有
- ・外国人児童生徒等教育の
位置付け

家庭との連携・共通理解

- ・保護者への連絡
- ・教職員や他の保護者との
関係づくり

外部機関・地域との連携

- ・教育委員会や近隣校との連携
- ・地域の団体や
ボランティア等との連携

指導の形態



入り込み

- 在籍学級と同じ内容が学習できる
- ×日本語のレベルから限界がある

組み合わせる



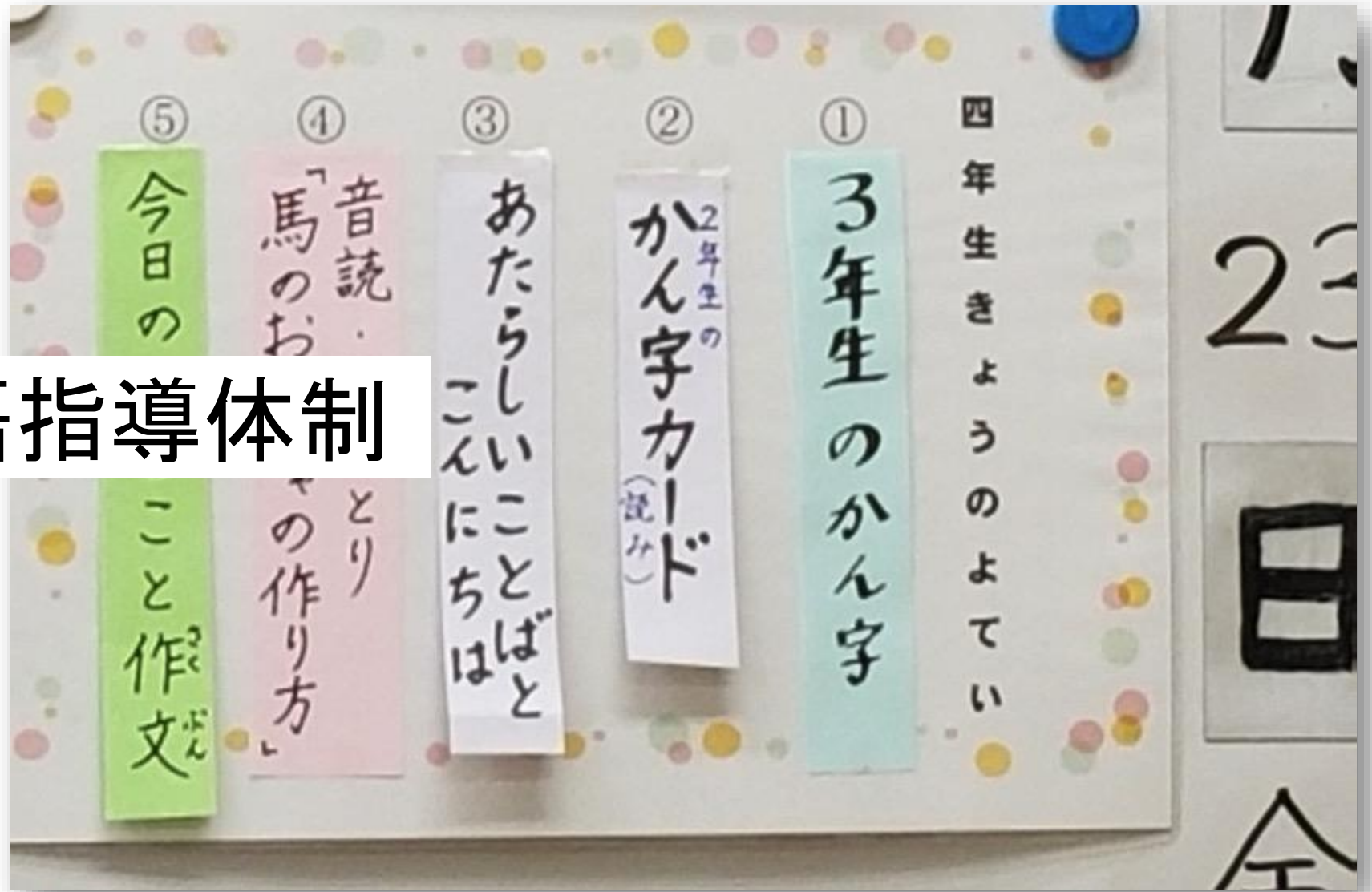
抽出(取出し)

- 個に応じた指導
- ×在籍学級での学習との連携が難しい

対象児童生徒の実態把握

在籍学級児童生徒の理解

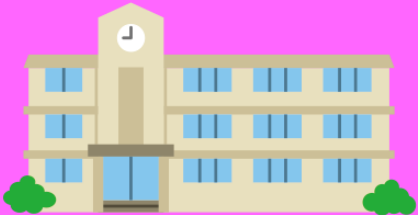
4 日本語指導体制



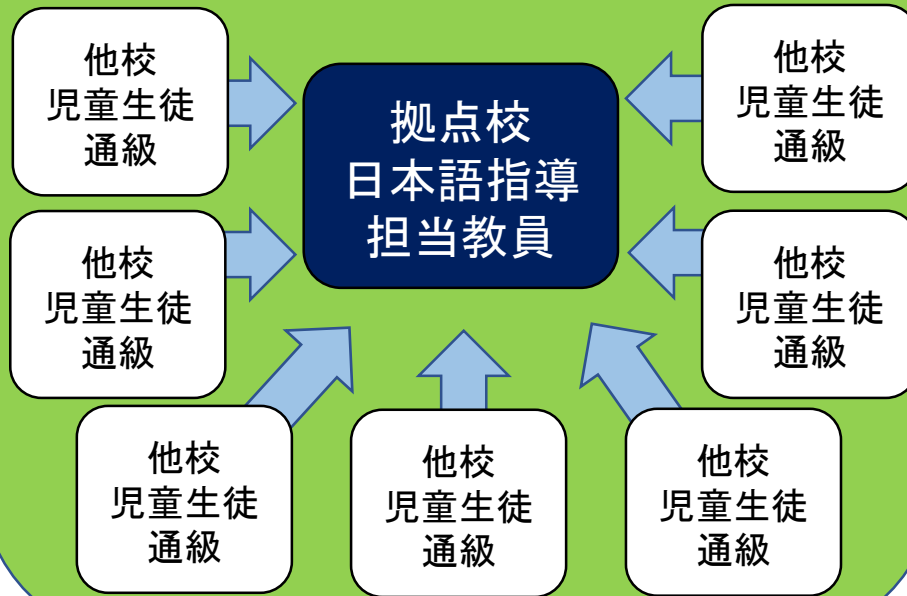
通級指導・巡回指導

各学校での指導

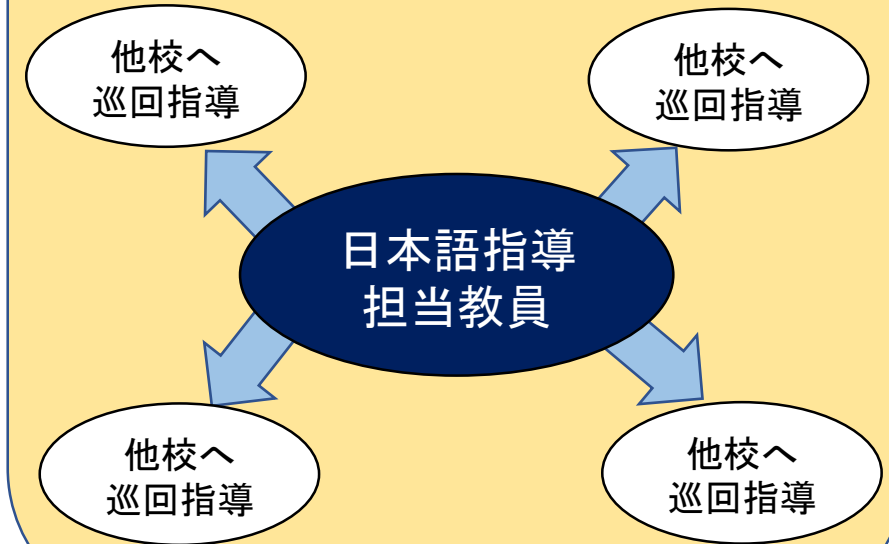
日本語指導
担当教員



拠点校での通級指導



日本語指導担当教員 等による巡回指導



※地域によっては、これらの方法を組み合わせていたり、担当教員ではなく支援員が日本語指導や授業時の通訳を行っている場合もあります。

初期日本語・適応指導教室(プレクラス)

目的

来日(入学)間もない日本語指導が必要な児童生徒に対し、在籍校での学校生活に速やかに適応できるようにすること。

指導内容

- ・学校生活体験(日直、清掃等)
- ・サバイバル日本語
- ・初期日本語
- ・学校で使う言葉
- ・教科で使う日本語と教科学習

一週間の流れ(例)

月	火	水	木	金
		プレクラス		
在籍校	在籍校	①入級式 ②学校で使う日本語(見て、聞いて等) ③自己紹介 指示のことば 【昼食】 ④ひらがな(あ行)	①ひらがな(か行) ②数字(0~10) ③学校で使う物 ひらがな(さ行) 【昼食】 ④体育(着替え、整列等)	①ひらがな(た行) ②数字(1~99) ③体の名前・体調 ひらがな(な行) 【昼食】 ④理科(植物の観察)



毎日午前に通級し、午後は在籍校の授業に参加するなど、地域によってさまざまな実施方法があります。

プレスクール(就学前適応支援教室)

目的

小学校入学前の幼児が学校入学後に速やかに適応できるようにする。また、日本の学校生活に必要なことや保護者の役割等を案内することで、保護者の不安軽減、学校の負担軽減を図る。

周知方法等(例)

《11月頃》
就学时健康診断の際に、保護者へ多言語で案内
《2月頃》
入学者説明会で参加申込(保護者⇒学校⇒教育委員会)
《3月実施》

当日の流れ(例)

	幼児	保護者
	開講式	
1 日 目	あいさつ 学校探検 返事の仕方 鉛筆の使い方 帰りの会	学校ガイダンス 入学関係書類 の記入支援
2 日 目	始まりの会 出欠確認 宿題チェック ひらがな 数字 道具の使い方 (はさみ・のり)	保護者の役割について 先輩保護者からのメッセージ 質疑応答・個別 相談 授業見学
	閉講式	

指導方法等(例)

《幼児向け》

日本語講師が「やさしい日本語」で指導

《保護者向け》

母語別にグループを分け、教育委員会担当者が日本語で全体説明した後に、各言語で内容を通訳



自治体の指導体制の例(横浜市の場合)

学校内

- 国際教室
(担当教員による指導)
- 日本語教室
(日本語講師による指導)

日本語支援拠点施設

- プレクラス
(集中的な日本語指導)
- 学校ガイダンス
(母語による学校紹介)
- 就学前教室(学校体験)

母語支援

- 母語支援ボランティア
活用事業
- ◇授業での通訳支援
- ◇放課後や長期休業中の支援
- ◇保護者通訳支援

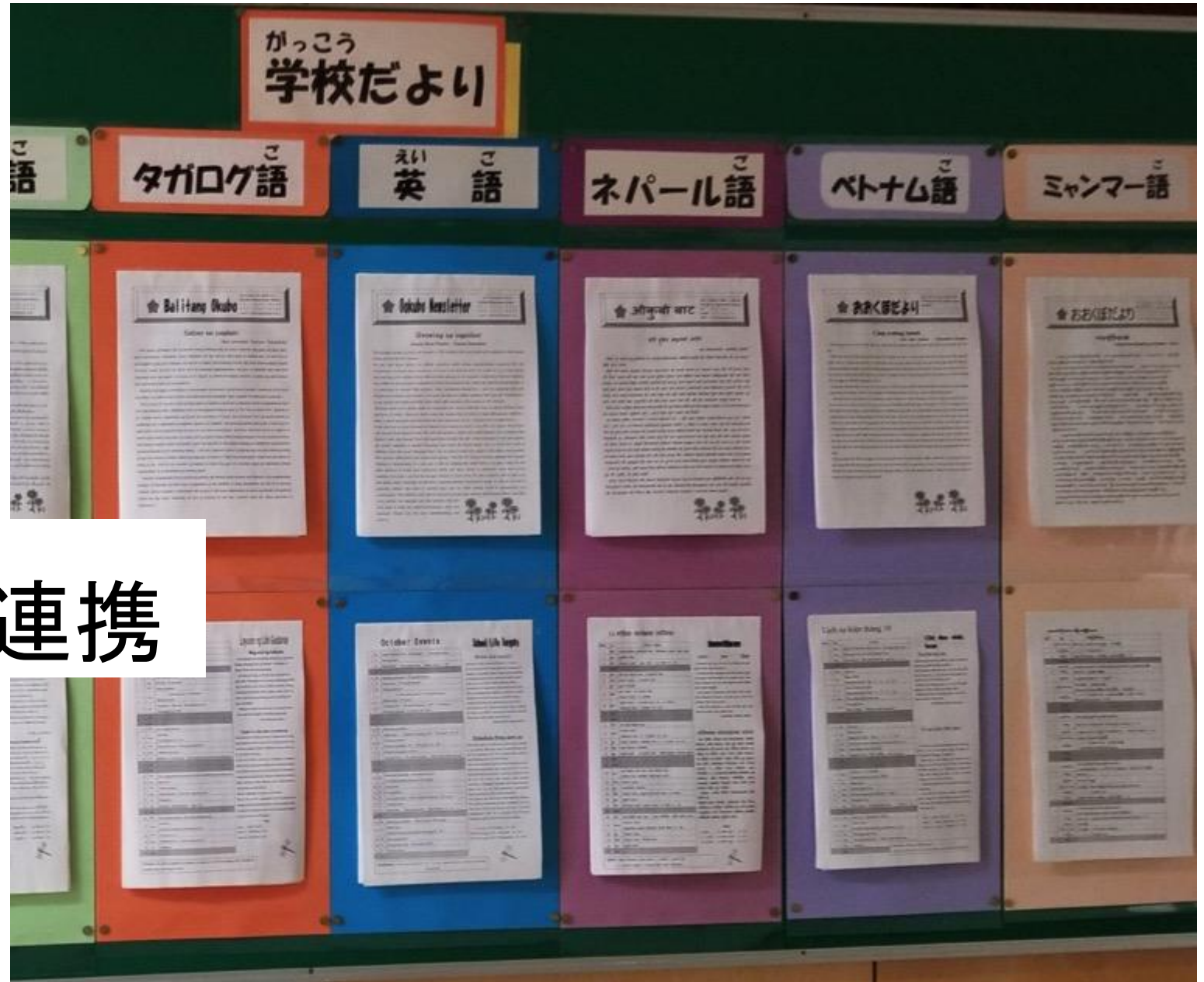
横浜市の日本語指導体制

- 国際教室担当者会
- 日本語指導者養成講座
- 初任者研修
- 管理職研修

教職員への研修

- ようこそ横浜の学校へ
- ひまわり練習帳・カード集
(ひらがな清音の学習)
- 横浜市帰国児童生徒教育ガイド

ガイドブック・教材の発行

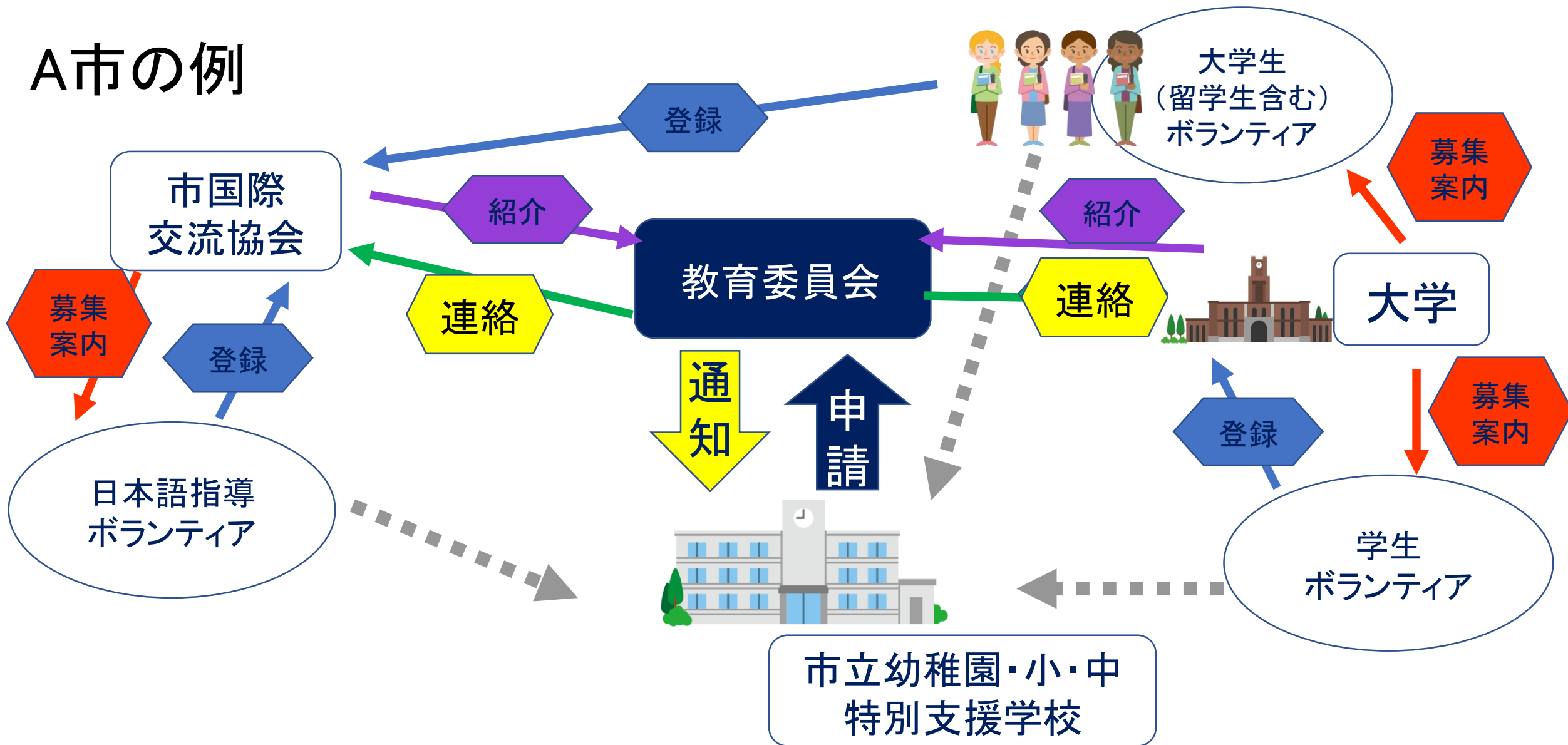


5 地域との連携

地域の関連団体

国際交流協会、大学、NPO 等々

A市の例



関連Webサイト

文部科学省

- ・「外国人児童生徒受入れの手引き」2019年3月改訂版

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

- ・海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育等に関するホームページ「CLARINETへようこそ」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm

- ・帰国・外国人児童生徒のための情報検索サイト「かすたねっと」

<https://casta-net.mext.go.jp>

- ・「外国につながる子供向けの教材が知りたい！」

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00663.html

文部科学省委託
「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業（動画コンテンツ開発）」

研修用動画コンテンツ 1 外国人児童生徒等の受入れ

著作権者： 文部科学省
担当講師： 土屋隆史（横浜市教育委員会） 浜田麻里（京都教育大学）
大菅佐妃子（京都市教育委員会）
写真提供： 新宿区立大久保小学校 福生市立福生第一小学校
企画構成： 日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援動画コンテンツ開発委員会
制作： 毎日映画社
発行： 2021年3月31日



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN